委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月21日

| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事•市区町村長等 | | |
|------------------------------|--|--|--|
| | ○ 知事 ● 市区町村長等 | | |
| 2. 都道府県名 | 奈良県 | | |
| 3. 市区町村名 | 野迫川村 | | |
| 4. 届出番号 | 1 | | |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 9–1 | | |
| 6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス | http://www.vill.nosegawa.nara.jp/life_guide/mynumber_01.html | | |

執行機関名 野迫川村長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|------------------------------------|--|--|
| ①事務の名称 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定めるもの | 野迫川村子ども医療費助成条例(昭和48年10月1日条例第8号)に基づく事務であって規則に定めるもの |
| ②番号法別表第1の項 | 7 | |
| ③番号法別表第2の項 | 9 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分 | | 野迫川村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一の第3 の項 野迫川村子ども医療費助成条例(昭和48年10月1日条例第8号)に基づく事務で あって規則に定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所 | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条 | 野迫川村子ども医療費助成条例(昭和48年10月1日条例第8号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第1条 すべて国民は、児童が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて児童は、ひとしくその <u>生活を保障</u> され、 <u>愛護</u> されなければならない。 | 第1条 この条例は、子どもを養育している者に対し当該子どもに係る医療費の一部を助成し、もつて子どもの <u>健康の保持</u> 及び <u>福祉の増進</u> を図ることを目的とする。 |
| ⑦独自利用事務の関連規範 | | 野迫川村子ども医療費助成条例(昭和48年10月1日条例第8号) |

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

| 事務1 | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 | | | |
|-------------------|---|---|--|--|--|
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 | 野迫川村子ども医療費助成条例第5条 | | | |
| ②事務の内容 | 児童福祉法第19条の3第3項の医療費支給認定の申請に係る事実について の審査に関する事務 | 被扶養者である子どもの医療費の助成要件を満たしていることについての審査に 関する事務 | | | |
| 特定個人情報1 | | | | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 イ | 野迫川村子ども医療費助成条例第2条第2項第2号 | | | |
| ②情報提供者 | 都道府県知事等 | 都道府県知事等 | | | |
| ③提供を求める特定個人情 報 | 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等(児童福祉法第6条の2第2項の小児慢性特定疾病児童等をいう。以下この条において同じ。)若しくは医療費支給認定基準世帯員(児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第22条第1項第2号イの医療費支給認定基準世帯員をいう。以下この条において同じ。)に係る生活保護実施関係情報 | 当該申請に係る被扶養者である子どもに係る生活保護受給に関する情報 | | | |
| 特定個人情報2 | | | | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 ハ | 野迫川村子ども医療費助成条例第2条第2項第1号 | | | |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 | | | |
| ③提供を求める特定個人情 報 | 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等、医療費支給認定保護者(児童福祉法第19条の3第7項の医療費支給認定保護者をいう。以下この条において同じ。)又は医療費支給認定基準世帯員に係る市町村民税に関する情報 | 医療費の助成を受けようとする者の市町村民税に係る情報 | | | |
| 特定個人情報3 | | | | | |
| ①根拠規定 | 番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号 二 | 野迫川村子ども医療費助成条例第2条第1項 | | | |
| ②情報提供者 | 市町村長 | 市町村長 | | | |
| ③提供を求める特定個人情 報 | 当該申請に係る小児慢性特定疾病児童等又は医療費支給認定基準世帯員に係る住民票に記載された住民票関係情報 | 当該申請に係る被扶養者である子どもに係る住民票に記載された住民票関係情報 | | | |

| 備考 | |
|----|--|
|----|--|